

模擬授業研究会の斉藤メモ(2019年11月13日)

授業者：〇〇

範囲：司法制度と裁判所

主な感想・代案

- 授業慣れしたような、堂々とした雰囲気がありました。個人的にはキャラが立っていて、私は楽しく見させてもらいました。指導案やワークシートなどをよく読むと、〇〇君が知識理解の授業を何とか楽しいものにしようと、工夫をちりばめていることが分かります(そのような工夫は、生徒とのエンタメネタのやり取りでもそうです)。また、教科書内容とこの授業内容を見比べたときに、かなり内容を厳選していることが分かります。授業者なりの工夫なのかと思います。
 - この教科書内容を見たとき、ポイントとなる内容は、「なぜ裁判所が必要なのか」と「国民が司法をどう監視するか」という点なのかなと感じています。前者に関しては、違憲判決などに代表されるように、立法、行政の暴走を食い止めるという裁判所の役割について、論じることが求められているところだと思います。しかし、〇〇君の授業ではその点がほとんど触れていません。この点はやはり触れるべきだと思います。
- 私なら、主発問を「裁判所は国家の暴走を止められるのか？裁判所が暴走することはないのか？」にします。前半では、違憲判決を受けた問題に関して、自分だったらどう判断するかを問い、考えさせる。その上で、違憲判決が本当に機能するのかについても少し考えさせたい。後半では、仮に急に裁判に巻き込まれた人の話(冤罪の問題でも、不幸にも刑事事件に関わってしまった例でもよい)に感情移入させて、その場でどう感じるか、何に違和感を持つかを議論する。(そのプロセスで、刑事裁判と民事裁判の違いや検察審査会に触れてもいいでしょう。)
- 私の意見としては、今回の範囲は「司法への市民参加」がテーマではないと思う。裁判員制度が載っていないし。あと、そもそも、現状の国民審査権は機能していません。だからそこに過度に期待するのは不自然。ゆえに「市民の司法参加」の路線で授業構成するのは難しいのではないかと思う。
 - 親知らずの事例に関しては、多くの意見がすでに出ているので、私は言及しません。

【コラム】理論と実践の接点

社会科の授業づくりをするうえで、授業者の信念や考え方は大きな影響を持ちます。また、そこにある程度のオリジナリティを加えることは許されていると思います(学習指導要領を逸脱しない範囲ですが)。公民的資質とは何かということをめぐるっては、専門家でも人それぞれ違いますし、違ってよいとされています。ただ、その育てたい資質を意識した授業を創ることはとても大切です。現在、授業づくりの方法が、(教える内容よりも)「資質・能力」をベースにして、作るように求められていることとも関連してくるかなと思います。「公民的資質」を一貫して育てようとしてきた社会科にとっては良い動向とも見れます。ただ、〇〇君の授業では「社会に積極的に参画する態度とそのことを成し遂げるために必要な知識や経験」という資質を育てる工夫がもう少し欲しかったように思います。社会参画は決して当事者としての経験だけでなく、社会に対しておかしいのではないかとしたり、こうあるべきだと意見を持つことも、その一部に含みこまれると思います。そういった意識的な工夫がもう少し欲しかったです。

【参考文献】唐木清志編『「公民的資質」とは何か 社会科の過去・現在・未来を探る』
国立教育政策研究所『資質・能力[理論編]』